

# 室町時代における小袖の文様配置について

——「七一番職人盡歌合」を中心に——

鈴木直恵\*

## The Arrangement of Ornaments for KOSODE-KIMONO in the Muromachi era ——NANAJUICHIBAN SHOKUNINZKUSHI UTAAWASE——

Naoe Suzuki

### 序

小袖の発生・発達には、武家社会と庶民社会における二つの系統に大別され、それぞれ独自の特色をもっている。前者においては、朝服の一要素としての肌着だったものが、しだいに表着化の過程をたどって発達したものである。一方、後者では、庶民の衣服であった“手無し”に、肌の保護・動きやすさ等の労働の機能性が付与され筒袖状のものが加えられ、それが小袖と呼ばれるようになった。これは肌を保護するために“腕貫”を用いたのと同じ理由である。こうして、庶民の小袖は、最初から表着として使用され発達したのである。

武家社会の変容に伴う儀礼の簡略化と、労働の機能性の向上という背景を考え、この二分化を前提とした上で、更にその相互作用を検討することによって、総合的な考察が可能となるであろう。

本稿でとり上げた「七一番職人盡歌合」は、室町末期近くに描かれている。室町幕府の崩壊は、打ち続く一揆と群雄の割拠によって一層決定的となり、所謂戦国時代へと時代は移行しつ

\* 本学助手 意匠学・服装デザイン

つあった。このような一大激動期に遭遇した庶民の小袖も、かつてないほどの変化・発展を遂げたのである。衣服の文化は、社会からの自律性を保って独自の発展をみる場合もあるが、しかし究極的には、社会全体の大きな変動によって規定されるものであり、社会が激動する場合はなお更そうなのである。

本稿は、以上のように、歴史的背景をふまえて、つ、「七一番職人盡歌合」を手がかりとして、室町期の庶民小袖にあらわれた形態や、文様配置の変化を検討する試論である。

### 1 「七一番職人盡歌合」の特色

「七一番職人盡歌合」（以下「七一番」と略す）は、岩崎佳枝『「七一番職人盡歌合」成立年時考』<sup>1)</sup>によると、明応9年（1500）10月25日以降、遅くとも明応10年の初めまでに成立したとされている。周知のように、「七一番」は、142人という多数の職人が描かれている。なかでも前田育徳会本と東京国立博物館本が有名で、どちらも丁寧に描かれ、彩色も鮮明である。従って、その資料的価値は高く、室町時代の庶民の生活、及び職人の労働着＝日常着を知るうえで貴重な資料である。

「七一番」に現れた女性の服装の特徴を下記にあげると

- 1, 白小袖を着ている者はいない。
- 2, 文様小袖, 又は色小袖を着ている。
- 3, 肩裾文様と片身替文様が数多く表れている。
- 4, 小袖の下に白い下着を用いている者が数多いこと。
- 5, 特に注目すべき点は, 褶が一切現れず, 帯だけが出現していること。

すでに, 平安末期に描かれた大阪四天王寺蔵「扇面古写経」に, 図1にみられるような腰紐状の帯が見受けられる。しかし, 小袖の着用は, 褶による場合が大半であり, 「信貴山縁起」「春日権現験記」にこの傾向が見られる。「七一番」からは, この褶が消えて帯が表面にあらわれ, その結果, 着色や帯幅の拡張などが進行していることがうかがえる。後に考察するが, 小袖の発展過程におせる帯の表面化は, 文様配置上も着装方法上も, きわめて画期的な事象であった。

以上より, 室町時代は, 庶民の小袖の確立期を検討する上で, 特に重要な位置を占めていると言ってよい。今回は, 登場人物142人中32人の割合を占める女性達の小袖をとり上げて検討する。

## 2 庶民小袖の変遷

平安時代の庶民衣服は, まだ主たる傾向をもち, “手無し” “短袖” “小袖”等が併存する状態であった。「扇面古写経」には, 図2のように, 短い袖が付いた衣服があり, 従来の手無しとは明らかに区別できる。しかし当時の小袖は, 図3のように, 袖の型が筒袖状のものや, 図4のように, 袂と思われる袖や短袖など, 様々なものがあり, 各種が混在している。着丈も膝までの短いものがあつたり, 着装方法も小袖に褶を巻き付ける状態であった。この当時までは, 小袖はまだ萌芽期にあり, 改良の余地が十分残されていた。

更に庶民の衣服は, その生活上労働の機能性に主眼がおかれた。なかでも武家社会に用いら

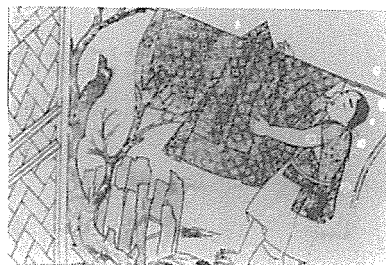


図1 腰紐状の帯 (扇面古写経)

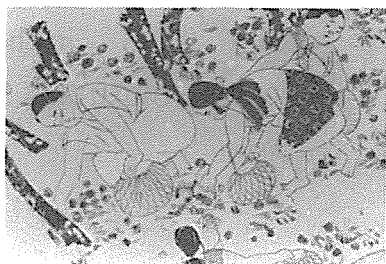


図2 短袖 (扇面古写経)



図3 小袖 (扇面古写経)



図4 袂のある小袖 (扇面古写経)

れていた広袖は、庶民に要求される労働の遂行の上で、問題が多かった為、広く庶民がこれを用いることはなかったようである。着用傾向が筒袖に集中していった事実は、庶民の生活の知恵として、当然の成り行きであったと言える。この延長の頂点に立ったのが小袖であった。

保元2年(1157)から、治承4年(1180)の間に成立したとされる「信貴山縁起」になると、小袖の形態もだいたい今日の着物に近いものに変化してきた。たとえば、図5をみると、それ以前の小袖に比して、より袖が長くなっており、また着丈も対丈になっている。その他、この絵巻物の中の庶民の女性は、手無し、短袖などは一切見られず、すべて小袖に褶姿である。手無しや短袖が、庶民の生活の中で消滅したとは言えないが、小袖の比重が相対的に増して来たことは、はっきり言えよう。褶については、前結びや横結びがあり、その着装方法に一定の法則はなかったようである。

鎌倉時代に入っても、小袖に褶を巻くその形態は平安時代と変わらないが、特筆すべき点は武家社会に“小袖被衣”が生まれたことである。14世紀初頭に完成したとされる「春日権現験記」には、図6のようにその様子が見られる。この事は、武家社会における服装の簡略化を意味している。それまで、女性の外出の際は、格式ばった壺装束を用いていた。

以上のような過程で、庶民の小袖は室町期に到り、先に述べたように、褶の消滅によって、

帯が出現し、小袖の全体が表面に姿を表すこととなり、今日の着物と同じ様式、つまり今日の小袖の原型をみることになったのである。

### 3 帯の表面化と肩裾文様

帯の出現は、小袖の着装形態だけでなく、文様配置にも大きな影響を与えている。帯の出現が文様配置にどのように影響を与えたのか考察するために、肩裾文様をあげてみよう。

肩裾文様とは、肩と裾の部分を雲形などの曲線で区切り、その中に文様を置いたものであり、従来の総文様に比して、一段高い技術を要求するものであったようだ。室町以前に描かれた「扇面古写経」「信貴山縁起」「春日権現験記」のそのどれをみても、庶民の小袖はすべて総文様であり、従って、「七一番」が描かれた室町期に入って始めて生み出された文様配置である。

#### 1 武家社会の場合

絵巻物の資料をみる限りでは、肩裾文様は、武家社会において庶民より逸早く見受けられる。「春日権現験記」に図7のように、典型的な型が表れている。

表面上は、庶民の肩裾文様も武家社会における肩裾文様も同じ文様配置であるが、その発生には、それぞれに異なる背景があるように思われる。肩と裾にのみ文様が配置され、白が大きく残された理由について、「本来の白小袖の名残をとどめたものであろう」<sup>2)</sup>とする説もある。確



図5 小袖(信貴山縁起)

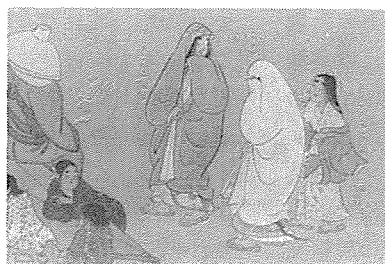


図6 小袖被衣(春日権現験記)

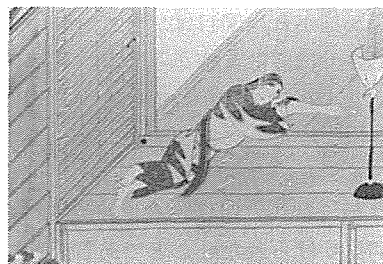


図7 肩裾文様(春日権現験記)

かに、武家社会における小袖は、元々は内着であり、肌隠しとして小袖を用いたが為に、当然白小袖であった。しかしこれでは、何故肩と裾の所に文様が配置されたのかの説明にはならない。また、白を大きく残すことが、「白の正式性」を保存するための積極的な意義を狙っていたとは考えがたい。武家社会では小袖はむしろ私服たる性格が強く、その社会で要求される「正式性」による制限よりは、個人の趣味が許容され易かったであろう。

そこで、むしろ小袖の表着化の過程で、これを説明する方が妥当ではなかろうか。つまり、他人の視界に入るおそれのある、肩・襟・裾に文様を集中させた、という考えである。身分関係による制限から解放された文様は、このように“人の目”を反映した美意識の中から発達しやすい。こうして、内着の段階から、他人の目を意識して、露出部近くに文様を配置する、ということは、表着化の具体的過程を説明するものであろう。

## 2 庶民の場合

一方庶民では、もともと小袖の上に袴をはくこともなければ、小袖被衣をかぶることもなく、小袖自体が表着として使用され続けて来た。従って、庶民の肩裾の発生については、上記の説明は、明らかに当てはまらない。そこで着目されるのは、褶が省略された後の帯の表面化である。

「七一番」を見てみると、女性32人中7人が肩裾文様の小袖を着用している。それぞれ見ていくと、図8と図9は縞で構成された肩裾文様で、図8の方は、縞と縞の間にぼかしの技法が使われている。図10は、肩裾のぼかしの中に小桜が描かれ、図11は、きれいに形付けられた雲形の外に霰散文様が見られ、雲形の中には霰散文と小花文が描かれている。図12は、ぼかしの肩裾文様で、小桜文様が描かれている。

重要なのは、これらすべては帯を使って着装されており、褶によって着装されたものは、一切見受けられないことである。ここに、肩裾文様発生につながる重要な変化があったと思われる

る。帯による直線のイメージは、従来の総文様を自然に上下に二分割する。そのため、文様配置の中心が分離し、上端と下端に集中化するのである。たしかに、褶も身体を上下に分割する印象を与えはする。がしかし、その面積から見ても、一個の独立した衣服の印象をもち、そのため、小袖全体を明確に二分割して眺め返す契機を失うものであった。この点、ずっと幅の狭い帯、紐状の帯こそが明確に小袖の総文様を二分割するものであり、肩裾文様の発生を促す契機になりえたのではなかろうか。もっとも、帯による上下の二分割だけを理由とするのは確かに早計であり、庶民以前に一定独自に発達した武家社会の肩裾文様を、意識的に模倣したことも否定できない。下剋上の世情では、下が上の衣服を積極的に取り入れようとする欲求は強まっていたであろう。上級文化は、もはや雲の上のものではなく、模倣が許されるものであることを、多くの庶民は気づき始めていたのである。

次に帯の形態でかるが、そのどれをとっても紐状の帯で、先にあげた「扇面古写経」の平安末期のものと大差がなく、わずかに着色がなされるようになった。図13は、「帯売り」が、一幅の布を口にして、鋏で裁断している図で、「七一番」の職人が着用している帯に比べて、文様も見受けられ、高級品である。とはいえ、ただ布を裁ち切っただけのもので、むしろ「帯布売り」と言った方が適切かと思われる程で、今日の帯と比較すると、きわめて粗雑なものであった。

結び方について見てみると、帯着用者9名のうち、右横結び2名、前結び1名、左横結び1名、その他不明5名と、結び方はそれぞれ自由であった。これは、紐状の帯である為、体のどこで結んでも労働にならぬ都合を与えるものではなかったからであろう。また、図14では、帯の左右の色がちがう。これはただ単に布地が不足していたからであって、美的観点からそのような配色になった、と考えるには無理であろう。当時の社会的混乱に伴う日常物質の不足のため、と考えるのが妥当であり、この点は、後



図8 立ち君

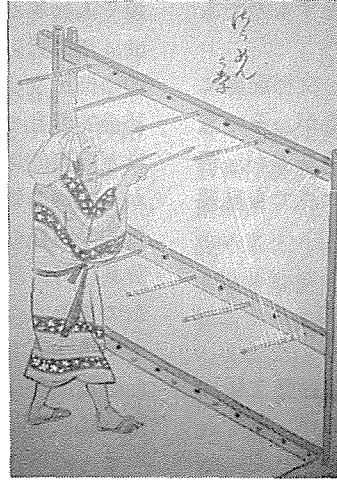


図9 索麵売



図10 すあひ

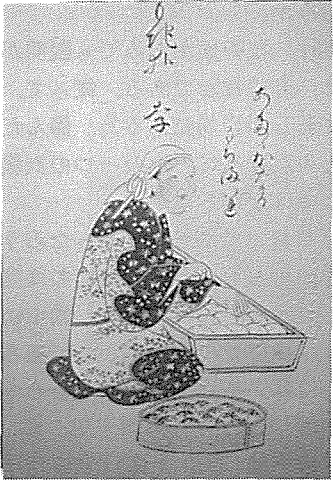


図11 もちうり



図12 こうかき



図13 帯うり



図14 蒸物うり



図15 ぬいものし

(七一番職人盡歌合)

述する片身替文様の発生の背景をなすものでもある。

いづれにしても、帯の表面化は、文様配置に大きな影響を与えていると思われるが、その意義はこれにとどまらず、着物着装の基本が、帯に集約されてゆく端語を切り開いた点でも重要であろう。

#### 4 片身替文様の発生

次に文様構成のもう一つの柱の片身替文様について考えてみたい。片身替文様とは、背中心を境に、左右別の文様の生地で作られたものをいう。この「七一番」には、3体表れている。

個々に見ていくと、図15では右半身が格子で左半身が菊文様で、所々にぼかしが入っている。色目も濃縹と黄櫨色とまったく異っている。図13では、右半身が松葉文様で、左半身が唐草文で、どちらも一応植物文であるが、まったく趣きの異なる文様の組み合わせである。また色目は、葱黄と麴塵である。図16では、右半身が水草文様で、左半身が段文様で、まったく別種の文様の組み合わせである。

それでは、何故このような片身替文様が出現したのであろうか。上述したように、片身替文様の組み合わせは、きわめて便宜的な印象があり、文様構成の調和からうまれたものとは考えにくい。従って、次のように、社会的背景から考察することが妥当と考えられる。

「七一番」の成立に先立つ約40年前、既に応仁の大乱が発生し、室町幕府による社会的秩序の崩壊は決定的となっている。守護大名の支配体制がくつがえされ、時代は群雄が割拠する、所謂戦国へと向っている。加えて、土一揆、国一揆など、土民や在地領主層による反乱、更に向宗などの一揆が連続するなど、未曾有の社会的混乱があった。

では、「七一番」に描かれた場所は、どのようなものであったらうか。「職人歌合の伝統を習熟した画家が、洛中洛外図屏風のごときものを成立させた」<sup>9)</sup>ことや、そこに登場する労働の種

類や人物等から考えて、おそらく、洛中もしくは、洛中近辺であろう。少くとも、武家文化周辺の庶民文化と言える。このような場所には、社会的混乱や生活物資欠乏の影響は、農村社会ほど直接的にあらわれなかったのではなかろうか。相つぐ戦乱で疲弊する一方の農村では、直接的な饑饉の危機に見舞われており、一揆用の装具以外、新しい衣服の発展は考えられなかったであろう。極度の欠乏の中から、新しい文様が発生するとは思われない。他方、一応安定した都市や町周辺の住民は、欠乏しつつも、流通路は保証されていた。こうして、小袖全体を仕立てるには不充分であるが、布そのものの入手は何んとか可能であるという、混乱と秩序の微妙なバランスの中から片身替文様が発生した、と言えないであらうか。

物質欠乏の視点は、技術面からみても説明がつく。幸い小袖は、直線裁断である。従って、仕立て替やくりまわしが容易である為、傷んだ片身を他の片身と入れ変えて、別の一つの衣服に仕立て替えたのではなかろうか。

一方、武家社会においてはどうかであらうか。いかに武士といえども、下級の者たちは庶民と同様に困窮しており、この点では、武士における片身替も同じ理由で説明してよいであろう。庶民と異なるのは、その後の武家社会の中での片身替の発展の仕方である。

室町時代の武家故実書「御供故實」<sup>4)</sup>文明14年(1482)に、

一、かた身がはりのあはせの事、十五六才までは用候、其外は斟酌あるべし、女房衆老ふけても用候中略

とある。この時代、片身替は15才又は16才までの衣服か、もしくは老女に到る婦女子に限られていたようである。つまり年齢性別に限定されて使用されていたわけである。次の織豊時代になると、「信長公記」巻首<sup>5)</sup>に

其時信長の出立髪はちゃせんに遊し中略虎革豹革四つ替りの半袴をめし

とあり、元服後にまで着用されるに到る。最古の遺物としては、図17のものがある。これは、

総文様の小袖の右半分に、染をほどこして、地の文様を透し出したもので、あらかじめ片身替を想定して、デザインしたものである。つまり生活の便宜上片身替にせざるをえなかった段階をはなれ、目新しさや漸新さの追求が動機となり、区画と区画の対照の美しさを楽しむ段階に到り、やがては成人の男性にまで用いられていった。

これらに対し、「七一番」にみられる点は、どれを見ても便宜的な組み合わせを感じさせる文様構成であり、労働着として着古されることを想起させるものである。



図16 いをうり（七一番）



図17 片身替文様（伝上杉謙信所用）

## 5 片身替肩裾の発生

片身替は別々の身頃を縫合する仕法であり、肩裾は染織の仕法であった。異なる仕法の文様構成が、いつしか融合され、複雑な構成へと発展するようになる。二着の着古された肩裾の左右の身頃を入れ替えてしまえば、そのまま片身替肩裾が出現するわけであり、物質不足の背景を考えれば、起るべくしておこったと言えよう。このようにして、片身替肩裾の端初が開かれたのである。室町末期に、僧職、服装、織物に関して記録した「蹇驢嘶餘」<sup>6)</sup>に

一、十六カハリ、八カワリノ小袖。貴人ノ外不著、四カワリハ。平人モ自然ニ著スルナリ。

とされ、片身替肩裾の変化した四替が、庶民一般に用いられていたことがうかがわれるが、さらに「永享九年十月二十一日行幸記」<sup>7)</sup>には、

一、舞果て御壺の御方へならせ給て有ニ一献、中略。御小袖御紋亀の甲たすきにひあふきひしと龍膽に雪との十六かはり紅の生衣御袴也。

とされ、また、「看聞御記」<sup>8)</sup> 永享十年(1438)4月26日條に

廿六日。晴。太炊御門前内府参。中略 小袖十重唐織物二重もろあを八替。織物三重。かたすその格子一。もろあをかうし一。下略。

とある。当時は、永享の乱を始めとし、各地で一揆が勃発していた状態であったことから考えて、武家社会における片身替肩裾は、物質不足の為異なる裂地をつなぎ合せたものであると思われる。その後、明貿易における高級織物の輸入や、西陣の急成長と相まって、京都府宇良神社蔵、「桐唐草春花文肩裾」のように、豪華絢爛なるものが生まれた。このように、片身替肩裾は、あらかじめ計算されて、異なる色文様が段になるよう織出された八替や十六替へと発展をみることになる。ここにおいて、武家社会の小袖は、一層漸新華麗な世界へと発展する。



## 6 肩裾文様及び片身替文様発生に関する問題点

上述したように、肩裾文様発生の際が褶の後の帯の表面化に求められ、片身替文様が社会的な背景に直接に帰因する、という議論には、確かに問題が残ることも事実である。両文様が庶民生活に登場する時期が大体同じであり、しかも「七一番」に見られるように、同一地域の職人達に併用されている以上、両文様の発生は同じ理由で説明されるのが妥当なはずである。一方を衣服発展に内在するロジックで説明し、他方を社会のロジックで直接説明しようとするのは、やはり粗い仮説の段階にすぎない。この点、更に資料に分け入った具体的な検討で、一層実証的に裏付けられるべきであろう。

もっとも、肩裾文様は、庶民に先立って、既に武家社会で私服として広く使用されており、庶民がこれを模倣したいという願望を持っていたことも考えられ、この意識に並行して、帯が表面化したとすれば、ややなだらかにつまり、文様発達自体のロジックが作用しうる状態で、庶民に肩裾が根付いたという説明も可能なのである。

一方、片身替文様では、庶民に先行する武家社会での発生を示す資料は見当たらず、ほぼ同時代に、しかも少人と婦女子という限定した形で表れている。従って、庶民社会での片身替は、武家社会の影響を直接に受けたとは考えがたく、この点で、当時庶民が直面せざるを得なかった社会状況が、直接に片身替文様の発生に作用せざるを得なかった、と考え得る余地が残る訳である。

いづれにせよ、今後の課題として残っている。

## 7 文 様

文様についてみてみたい。「七一番」に表れた女性の文様をあげてみると、

千鳥、膝、柳、雲、段、格子、菊、松葉、唐草、波、梅、小桜、雁、霰散、小花

である。

庶民における文様小袖は、その端緒を鎌倉時代にみてよい。それ以前は、わずかに、「扇面古写経」(図4)に一体、文様小袖と思われるもの、「信貴山縁起」に、菊の文様小袖を着ている女が一人だけみられるだけである。鎌倉期の「春日権現験記」になると、文様小袖はかなり多く見られ、「七一番」以前、おそらく鎌倉期頃から、庶民の小袖に文様が入り入れられることは、かなり行なわれていたであろう。「七一番」の時代、つまり室町に到って、少くとも女子の小袖には、全て文様が付けられている。

一方、白小袖を下着として用いていた武家社会では、鎌倉に入り、文様が付けられるようになった。「廣義門御産記」<sup>9)</sup>延慶4年(1311)3月25日の條に

今日姫君御行始也中略予調進御服等白唐織物  
三御小袖中略色々格子御小袖地文小亀色々筋  
二御小袖地文石疊

とされ、その事がうかがわれる。この文様附加こそが、武家社会における小袖の表着化を示すものである。

他方庶民の小袖は、その発生時から表着であった。また武家社会のように、色目や文様に関して、細かいきまりもなく、比較的自由的な発想で文様を想像しえたはずであろう。ところが、先に述べたように、庶民における文様小袖の一般化は、武家社会とほぼ同時代と推定される。何故表着であったにもかかわらず、早い時代から文様小袖が発生しえなかったのであろうか。一般的には、労働着としての性格上、文様を必要としなかったと言えようが、ここでは、小袖の材質の問題を指摘しておきたい。武家社会においては、絹織物が中心であり、庶民社会においては、藤、しななどで、上等で麻であり、文様をほどこすのに技術的にも困難であった。鎌倉期以降、一定の庶民達にも麻織物や絹織物の入手が可能となり、武家文化の模倣も作用して、庶民の中に文様小袖が浸透していったと考えられないだろうか。「春日権現験記」には、富豪や長者の家で下働きする女や、行商する女等、様々



な仕事にたづさわる女性の文様小袖が多く登場している。これらの人々は、何らかの形で、武家文化に接触し得る庶民であることに注目する必要がある。この時代の一般の農民社会の衣服については、おそらく、麻以下の材質が普通であり、文様小袖の存在しうる余地は無かったであろう。

## 8 下 着

次に下着について述べたい。「権記」寛弘8年(1011)10月16日條<sup>10)</sup>に

辰時許行事、即装束先著鳥帽理蟬髪、著無袖大口、裱一襲下略

とあり、公家・武家社会において、小袖が肌着として用いられる以前は、袖のない肌着が用いられていたことがうかがわれる。その後、「鎌倉年中行事」には、“肌小袖”の語も見受けられ、小袖が肌着として用いられたことがうかがわれる。

一方、庶民の下着に関する文献は見あたらず、絵巻物でみていくと、「信貴山縁起」の中に、山崎長者の屋敷の菜園で菜を摘む女にわずかにみられる。しかし、これも、肌小袖のように対丈のものであるかどうかは、図版をみる限りでは判別しがたい。

ところが、「七一番」を見る限り、図18のよう



図18 大原女 (七一番)

に、はっきり対丈の下着を用いている事がうかがわれる。この事は、庶民の間にも、下着の発達が存在していた事を示している。しかも小袖一枚の衣服から、小袖の中に着込む下着が登場している。言いかえれば、下着を伴った小袖の出現である。

当時は、貿易や商業の一層の発展の中で、庶民にも生活上の欲求が高まり、武家社会の快適さを模倣する傾向が強まっていたのであろう。戦乱の世ではあれ、強固な権力で、ある程度社会秩序が保証された都市や町の庶民の中では、このような欲求が、下着の着用という形で表現されていたのではなかろうか。もっとも、このような生活文化の向上が許される庶民は、極めて少数であったろう。

## 今後の課題

今回は、「七一番」の多くを占める男性の小袖については割愛したが、今後は、同時代の資料と対照させ、更に深く「七一番」の資料的価値の検討をすすめていきたい。特に、肩裾文様と片身替文様は単なる文様配置としては見過し得ない、重要な問題を孕んでいる。これは、武家社会と庶民社会の相方における小袖の発展と相互作用という、大きな流れの中で、具体的に検討、実証されねばならず、今後の大きな課題としていきたい。

更に、今回は「庶民の小袖」という、一般的な表現を用いているが、各時代の各階層を区別して検討する必要がある。特に、小袖の着用が可能であったのは、「七一番」の“忝ほり”が丈の短い短袖の衣服に腕貫姿であることから考えて、武家社会の周辺に位置する一部の庶民だったようであり、膨大な農民層は、依然として原始的な衣服文化の闇の中に、取り残されていたであろう。「庶民」一般から各階層の時代的特色の具体的検討へとすすまなければならない理由が、ここにある。

最後に、本研究を御指導いただいた本学遠藤武教授、下地一丸教授に深く感謝の意を捧げま

す。

#### 引用文献

- 1) 岩崎佳枝著 文学・語学96号 「七一職人歌合」  
成立年時考 桜風社 1983年
- 2) 日野西資孝著 ミュージアム82号 初期の小袖模  
様について P19 美術出版社 1958年
- 3) 石田尚豊著 ミュージアム112号 洛中洛外図屏風  
P29 美術出版社 1960年
- 4) 経済雑誌社翻刻 群書類従15輯武家部巻第450 御  
供放實 P444 1894年
- 5) 近藤瓶城編 改定史籍集覧 通記類 信長公記  
P15 1901年
- 6) 経済雑誌社翻刻 群書類従18輯雑部巻第490 蹇驢  
嘶餘 P850 1894年
- 7) 経済雑誌社翻刻 群書類従2輯帝王部巻第40 永  
享九年十月二十一日行幸記 P568 1893年
- 8) 統群書類従完成会編 統群書類従補遺4 看聞御  
記 P540 1930年
- 9) 桜井秀著 時代と風俗 P486 寶文館 1931年
- 10) 増補「史料大成」刊行会編 増補史料大成5 権記  
P196 臨川書店 1965年

#### 参考文献

- 桜井秀：風俗史の研究 寶文館 1929年  
桜井秀：日本服飾史 雄山閣 1928年  
遠藤武：遠藤武著作集1 服飾編 1985年 文化出版  
局  
鈴木敬三：初期絵巻物の風俗史的研究 吉川弘文館  
1960年  
柳田国男：木綿以前の事 角川文庫 1977年  
遠藤元男：職人の歴史 至文堂 1956年  
山辺知行・北村哲郎：小袖文様 三一書房 1968年  
守田 公夫：日本の文様 創元社 1953年  
石田尚豊編：日本の美術132 職人尽絵 至文堂 1977  
年  
渡辺世裕：室町時代史 創元社 1948年  
神谷栄子編：日本の美術67 小袖 至文堂 1971年  
日野西資孝：ミュージアム112号 服飾文様の伝統とそ  
の变化 1958年  
江馬務・宇都宮誠太郎編：平安の文様 三一書房 1971  
年  
故実叢書編集部編：増補故実叢書 歴世服飾考 明治  
図書・吉川弘文館 1952年

#### 図版転載文献

- 図1 日本常民生活絵引 I 平凡社 1984年
- 2 同書
- 3 同書
- 4 同書
- 5 日本絵巻物全集3 角川書店 1976年
- 6 日本絵巻物全集4 同 1978年
- 7 同書 同 1978年
- 17 日本の美術67 至文堂 1971年